

国民健康保険・後期高齢者医療保険 傷病手当金の支給 新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対する

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状のため、労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けられない場合、傷病手当金を支給します。

▶対象者（以下の①～③をすべて満たす方）

- ① 五城目町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していて、勤務先から給与の支払いを受けている。
※自営業の方や個人で事業を行う方は、給与の支払いを受けていない限り対象とはなりません。
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状^(※)がある。
※結果として感染していなかった場合も含まれます。
- ③ ②の療養のため、労務に服することができない期間があり、給与等の全部または一部が支給されない。

▶支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

▶支給額

直近3か月間の給与収入額 ÷ 直近3か月間の就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数

▶適用期間

令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間

※入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

▶申請方法

- 町健康福祉課 国保・後期高齢者医療担当まで、事前にお電話等でご相談ください。
- 申請には、勤務先の事業主や医療機関からの証明等が必要になります。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5108)

国民健康保険 被保険者の皆様へ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の要件を満たす方は国民健康保険税が減免となります。

なお、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限がある国保税が対象です。

▶保険税減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
→保険税を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
→保険税の全部または一部を減額

次の①～③までの全てに該当する世帯が対象となります。

世帯の主たる生計維持者

- ① 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの令和2年中の収入（保険金・損害賠償等により補填される金額を除く）が、新型コロナウイルス感染症の影響で令和元年中と比べて10分の3以上減少する見込みである。

込みである。

- ② 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下である。
- ③ 減少が見込まれる収入に係る（①で選択した）所得以外の令和元年中の所得の合計額が400万円以下である。

※新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業等の廃止、または失業の場合は、全額免除となります。

ただし、主たる生計維持者の前年と比べて減少することが見込まれる事業収入等の前年の所得金額が0円（またはマイナス）の場合や、特例対象被保険者（非自発的失業）など他の減免を受けている方は対象外となります。

ご自身が減免の対象となるか、また申請に必要な書類等の詳細については、町税務課にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 町税務課 (☎852・5144)

令和2年度「敬老福祉の集い」を中止します

8月26日(水)に町と町老人クラブ連合会の共同開催の予定であった令和2年度の「敬老福祉の集い」は、新型コロナウイルス感染症に関する状況を踏まえ、参加される町民の皆様や関係者の安全を確保したうえで開催することとは大変困難であると判断し、中止することに決定しました。

「敬老福祉の集い」を楽しみにしていた町民の皆様や関係者の皆様には大変「迷惑をおかけいたしますが、開催中止にご理解をいただきますようお願い申し上げます。なお、「寿状（古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿、上寿）」対象者へは、9月に対象者個々に寿状を伝達するための準備をしています。

お問い合わせ 町老人クラブ連合会、町健康福祉課 (☎852・5128)

高齢者の暮らしを支える総合窓口「地域包括支援センター」にお気軽に相談ください

町地域包括支援センターは、高齢者とその家族の暮らしを地域でサポートする拠点施設として、平成19年4月から町役場に設置しています。

町地域包括支援センターは「高齢者の暮らしを支える総合窓口」として、皆さんからの様々な相談や悩みなどを聞き、高齢者が要介護になっても、住み慣れた地域で健やかに過ごせるように「住まい」「介護」「医療」「予防」「生活支援」といった必要なサービスを、地域と一体となって提供する体制づくりを目指しています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 町地域包括支援センター (☎855・1070)

各老人クラブやサロンで「歯と口腔の健康づくり教室」を開催しませんか？

歯と口腔の健康を保つことは、食事や会話を楽しむことだけでなく、全身の健康の保持増進、介護予防につながる事がわかってきています。

正しい知識を持って健康長寿を目指しましょう。

内容 口腔ケア、口腔機能低下予防のための体操等

講師 歯科衛生士、保健師

持ち物 介護予防手帳（お持ちでない方には交付します）、手鏡

※五城目町はつらつポイント事業の対象事業です。

令和2年度の保険料をお知らせします

令和元年中の所得に応じて確定した保険料の通知書を、7月中旬に郵送します。

保険料額や納め方などを確認ください。保険料の納め方は「特別徴収（年金からの天引き）」から「普通徴収（口座振替）での納付」に変更することができます。

お問い合わせ 町健康福祉課 (☎852・5108)

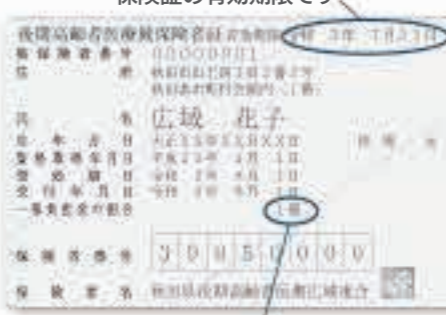
後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が新しくなります

新しい被保険者証（やまぶき色）は、7月下旬に郵送します。内容をご確認いただき、8月1日(土)以降は新しい被保険者証をお使いください。

※現在「限度額認定・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、世帯の所得区分に変更がなければ、被保険者証と一緒に新しい認定証も同封されます。

医療機関の窓口で負担する割合です



保険証の有効期限です